

国立大学法人東京農工大学連合農学研究科教育規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学連合農学研究科教育規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日制定</p> <p>第1条 省略</p> <p>第2条 省略</p> <p>(授業科目等)</p> <p>第3条 研究科の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。</p> <p>2 研究科の学生は、必修科目9.5単位及び選択科目2.5単位以上あわせて12単位以上を修得しなければならない。</p> <p>3 授業科目の履修方法については、別に定める。</p> <p>第4条～第14条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条 省略（現行どおり）</p> <p>第2条 省略（現行どおり）</p> <p>(授業科目等)</p> <p>第3条 研究科の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。</p> <p>2 研究科の学生は、必修科目9.5単位及び選択科目2.5単位以上あわせて12単位以上を修得しなければならない。</p> <p><u>3 研究科の留学生特別プログラムにより入学した学生のうち、本学環境リーダー育成センター（以下「センター」という。）が運営する現場立脚型環境リーダー養成コースを履修する者は、前項に定めるもののほか、センターが定めるコース修了に必要な単位を修得しなければならない。</u></p> <p><u>4</u> 授業科目の履修方法については、別に定める。</p> <p>第4条～第14条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。